

第 22 号

令和 7 年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）
について

令和 7 年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
1 地域密着型農業基盤整備事業（かんがい排水事業関連（水利施設整備事業（農地集積促進型（一般地域））））	工事費の 100 分の 22.5 に相当する金額
2 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成 22 年度新規以降法指定地域））	工事費の 100 分の 13 に相当する金額
3 農業水路等長寿命化・防災減災事業（施設撤去・廃止）	工事費の 100 分の 13 に相当する金額

（提案理由）

令和 7 年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 27 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。